

高松市・香南町合併協議会会議録
第 3 回 会 議

平成 1 6 年 4 月 2 0 日 (火)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第3回会議

1 日時

平成16年4月20日(火)午後1時30分開会・午後2時18分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	田中宏和
副会長	谷輝男	委員	加藤卓也
委員	井竿辰夫	委員	石丸末夫
委員	上田善昭	委員	石丸英正
委員	山田徹郎	委員	中村靖
委員	赤松千壽	委員	野田法子
委員	菰淵将鷹	委員	太田繁夫
委員	中條照明	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	伊賀裕之
委員	三笠輝彦	委員	辻正雄
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 2人

委員	梶村傳	委員	河田澄
----	-----	----	-----

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	川田茂
副幹事長	上田善昭(委員兼務)	幹事	瀧本隆
幹事	熊野實	幹事	井上優
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼調整班 兼計画班	矢	野	充	伸		
事務局次長	加	藤	昭	彦	総務班	黒	淵	博	美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福	井	隆	調整班長	清	谷	文	孝	
総務班長 兼調整班	安	西	正	門					

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 新委員の紹介
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - 報告第 7号 高松市・香南町合併協議会幹事会規程の一部改正について
 - 報告第 8号 高松市・香南町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について
 - 報告第 9号 副幹事長の互選結果について
 - (2) 議案事項
 - 議案第 1 2号 行政制度等の調整方針について
 - 議案第 1 3号 建設計画の作成方針について
- 5 その他
 - (1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について
 - (2) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について
- 6 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 予定の時刻がまいりましたので、ただいまから高松市・香南町合併協議会第3回会議を開会いたします。

皆様方には、本日何かと御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・香南町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御紹介をさせていただきます。

本年4月1日付けをもちまして、香南町助役に就任されました上田善昭氏が、合併協議会規約に規定されております「1市1町の長及び助役」としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

上田委員 上田でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと赤松千壽委員さんのお二人にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の4議事に入ります。

会議次第4 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)の報告事項でございますが、報告第7号から報告第9号までを一括して事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第7号から報告第9号について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、報告第7号高松市・香南町合併協議会幹事会規程の一部改正について御説明をい

たします。

幹事会規程につきましては、2月9日に開催いたしました第1回会議におきまして、御承認いただいたところでございますが、本年4月1日付けで、香南町において、新たに助役を置くこととなったことなどに伴い、幹事会の構成を改める必要が生じたことから、幹事会規程の一部改正を行いましたので、御報告するものでございます。

一部改正の内容でございますが、規程第4条の別表を改めたものでございまして、資料の2ページに、新旧対照表を記載いたしております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

ごらんのように、香南町の幹事のうち、参事を削除いたしまして、新たに助役を加えるものでございます。

以上が一部改正の内容でございます。

続きまして、会議資料3ページをごらんいただきたいと思います。

報告第8号高松市・香南町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について御説明いたします。

幹事会部会規程につきましては、先ほどの幹事会規程と同様に、第1回会議におきまして、御承認いただいておりますが、本年4月1日付けで、高松市の組織機構の見直し等が行われたことに伴い、幹事会部会の委員構成を改める必要が生じたことから、幹事会部会規程の一部改正を行いましたので、御報告するものでございます。

一部改正の内容でございますが、部会の組織等について定めております、幹事会部会規程第1条及び第3条関係の別表の全部を改めるものでございまして、次の資料の4ページから6ページに、改正後の別表を記載いたしております。4ページから6ページが改正後の別表でございます。

また、7ページ以降には、参考といたしまして、新旧対照表を添付いたしております。

記載のとおり、7ページですと、企画財政部会でございますが、委員の欄にアンダーラインを引いております委員、これが変更委員でございます。7ページは、企画財政部会でございます。次の8ページは、市民部会と環境部会、9ページが、都市開発部会と文化部会でございます。それぞれ下線を引いております部会の委員に異動があったものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

報告第9号副幹事長の互選結果についてでございますが、平成16年4月13日に開催

いたしました幹事会におきまして、中ほどにございますように、副幹事長に香南町の上田助役が互選されましたので、御報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第7号から報告第9号についての説明を終わります。
よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第7号から第9号までにつきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい。それでは、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第4（2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4（2）議案事項に移ります。

議案事項のうち、まず、議案第12号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第12号について御説明いたします。

会議資料の11ページをお開き願います。

議案第12号行政制度等の調整方針についてでございます。

この議案は、住民サービスや住民負担などを規定しております両市町の各種の制度、事務事業など行政制度等につきまして、合併後の市においてどのようにするか、調整する際の調整方針を明らかにするとともに、事務的整理を行う際の方針とするため、行政制度等の調整方針を定めようとするものでございます。

次の12ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

まず、1の基本的考え方といたしまして、行政制度等の調整に当たっては、第1回会議で御承認をいただきました合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うことといたしております。

なお、参考までに、14ページには合併協定項目の協議方針における基本原則を掲載しております。

14ページの最後の行に記載しておりますように、この基本原則は、2月9日の第1回

会議で原案承認されたものでございます。

もとの12ページにお戻り願います。

次に、2の調整方針でございますが、原則として、高松市の行政制度等に統一することを基本として、香南町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をすることとしております。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものでございます。

次に、3の調整方法でございますが、具体的な調整方法については、(1)から(4)までの四つのパターンに分類して定めております。

なお、15ページに、この四つのパターンをわかりやすく示しました図がございますので、これにより説明させていただきたいと存じます。

15ページをお開き願いたいと存じます。

調整方法の基本的なイメージでございます。

まず、右の一番上に記載しております調整方法の(1)でございますが、高松市、香南町共にあり、同水準のものについては、高松市の制度等に統一いたします。

この場合、両市町の住民サービスや住民負担に変化はございません。

次に、調整方法の(2)でございますが、高松市、香南町共にあるが、水準の異なるものにつきましては、高松市の制度等に統一することを基本といたします。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとするとしております。

調整方法(2)の場合、高松市は基本的には住民サービス、住民負担に変化はありませんが、香南町は住民サービス、住民負担とも変化をいたします。

香南町の住民サービスが向上する場合や住民負担が軽くなる場合は問題ございませんが、住民サービスの低下や住民負担が重くなる場合も考えられますので、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

次に、調整方法の(3)でございますが、高松市にあって、香南町にはない場合につきましては、高松市の制度等を適用することといたしております。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行うことといたしております。

調整方法(3)の場合、高松市は住民サービス、住民負担とも変わりはありません。

香南町の場合、住民サービスは、基本的には向上をいたします。また、住民負担は変化

いたします。

なお、香南町の住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

最後に、調整方法の（４）でございますが、高松市にはなく、香南町にある場合につきましては、制度等の趣旨、内容等を勘案して、調整を行うこととし、調整に当たっては、香南町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続や廃止、または経過措置を設けることなどについて検討することといたしております。

行政制度等の調整に当たりましては、以上申し上げました方針に基づき、調整を行うものでございます。

次に、１６ページをお開き願います。

１６ページでございますが、１６ページには、ただいま御説明をいたしました行政制度等の調整方針についての先進地域の事例を紹介いたしております。

左側に福山市・内海町合併協議会、右側に高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を紹介いたしておりますが、内容につきましては、どちらの方針もほとんど同じでございますので、より細かく分類されております左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、１の行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方でございますが、原則として、福山市の制度に統一することとし、内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮するとしております。

２の具体的な調整方法では、（１）の住民サービスにつながる各種制度等と（２）の住民の負担につながる各種制度とに分けております。

まず、（１）の住民サービスにつながる各種制度等、これは各種の制度、補助金等でございますが、まず、アの福山市にあり、内海町にもあって、同水準の場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、どちらの市町も住民サービスの低下はございません。

次に、イの福山市にあり、内海町にはない場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上いたします。

次に、ウの福山市にはなく、内海町にある場合には、制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案して、調整することが必要となります。その方法としては、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するとか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせる

などの方法が考えられるところでございます。

次に、（２）の住民の負担につながる各種制度、税、使用料などがございますが、まず、アの福山市にあって、内海町にもあって、同水準のものは、福山市の制度に統一することとし、この場合、両市町の住民ともに負担の増加はございません。

次に、イの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合は、福山市に統一することとし、この場合、福山市に変化はなく、内海町住民の負担は軽くなります。

次に、ウの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が重い場合、または福山市にも内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合には、こうした制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となってまいります。その方法といたしましては、当分の間現行どおりとするとか、段階的に調整するなどの方法が考えられるところでございます。

先進地域の事例は以上でございます。

以上で議案第１２号行政制度等の調整方針についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第１２号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第１２号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第１２号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１３号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第１３号について御説明をいたします。

資料１７ページをお開き願います。

議案第１３号建設計画の作成方針についてでございますが、建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第５条の規定に基づき、合併協議会が作成、変更するものでございまして、市町合併に際し、住民や議会に対して将来のビジョンを示す、合併市町のマスター

プランとしての役割を果たすものでございます。

また、合併特例債など、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためには、建設計画を作成し、その中で位置づけておくことが前提となります。

この議案第13号は、今後、本合併協議会の建設計画を作成するに当たり、その作成方針を定めるものでございます。

次の18ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の計画の趣旨でございますが、高松市と香南町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、この基本方針に基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

次に、2の計画の構成でございますが、建設計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、そして基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成することといたしております。

次に、3の計画の期間でございますが、この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものといたしております。

次に、4の計画の区域でございますが、原則として香南町地域を対象といたしますが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合には、高松市地域についても対象とすることといたしております。

合併特例法では、建設計画の区域につきましては、編入合併の場合は、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町における位置づけを定めることとされておりまして、本協議会といたしましても、ただいま申し上げましたような内容で提案させていただいたものでございます。

次に、5は作成上の留意事項でございます。

まず、(1)でございますが、基本方針を定めるに当たりましては、将来を見据えた長期的視野に立つものといたしております。

2点目として、対象事業につきましては、第3次香南町振興計画及び新・高松市総合計画など、両市町の基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案いたしまして、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものといたしております。

3点目として、公共的施設の整備につきましては、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとしております。

4点目といたしまして、ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とすることとしております。

最後に、5点目といたしまして、財政計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において、健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとしております。

次に、20ページをお開き願いたいと存じます。

参考ということで、20ページから21ページにかけては、建設計画作成の意義、また、建設計画に盛り込むべき事項を掲載いたしておりますが、この内容につきましては、第2回の会議で参考資料として提出いたしました、建設計画に係る先進地域の事例の中で説明させていただいた内容と同じでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

続きまして、22ページをお開き願いたいと存じます。

22ページには、参考までに、合併特例法の、この市町村建設計画の関係部分を抜粋して掲載いたしております。

続きまして、24ページをお開き願いたいと存じます。

24ページから25ページにかけては、建設計画の作成方針の事例でございます。

先ほどの行政制度等の調整方針と同様に、左側に福山市・内海町合併協議会の事例を、右側には高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を記載いたしております。

ここでも、左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、1でございますが、計画の策定の趣旨及び位置づけが記載されております。

次に2は、計画策定の指針でございます。

(1)で、真に福山市と内海町の合併に伴う、内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶこと。(2)では、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とすること。(3)では、ハード面では、選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とすること。(4)では、人口流出、高齢化等により、地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。こと。(5)

では、この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、あわせて組織及び運営の合理化を図るものとする。 (6) では、この計画の名称については、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることといたしております。

次に、3 は計画の内容でございますが、(1) の計画の対象地域については、原則として、編入される内海町地域を対象とするをいたしております。

先ほども申し上げましたように、編入合併では、法律上の解釈として、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割や、合併後の市における位置づけ等について定めればよいとされております。

次に、(2) の計画の構成でございますが、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成することといたしております。

次に、(3) の計画の期間でございますが、まちづくり計画及び財政計画の期間は、10 年といたしております。

この建設計画の期間につきましては、法律上、特に定めはございませんが、最近の合併の事例を見ますと、10 年とするものがほとんどでございます。

これは、平成11年の合併特例法の改正により、建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及び、これに続く10年度、合併特例債が充てられることとされたこと、地方交付税の算定特例の期間が、5年から10年に延長されたことなど、財政措置上の理由によるものと思われま。

次の(4) では、まちづくりの基本方針、総合計画との整合を記載しております。

この中で、具体的施策については、内海町の実施計画等をもとに施策の整合を図ることといたしております。

次に(5) は、まちづくり計画でございまして、対象事業の範囲は、内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものを含むことや、対象事業の選定基準等について記載されております。

次の(6) では、財政計画の策定趣旨、策定の基本的考え方が記載されております。

以上が建設計画の作成方針の事例でございます。

このような他の先進地域の事例をも参考といたしまして、先ほど御説明いたしましたよ

うな建設計画の作成方針を提案させていただいたものでございます。

以上、議案第13号建設計画の作成方針についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第13号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

赤松委員 香南町の赤松です。

ただいま建設計画作成方針の事例の中で、かなり詳しく御説明をいただいたところではありますけれども、18ページの3番のところ、計画の期間というところで、それこそ二、三分前に説明を受けたところですが、私どもも、やっぱりこれは編入をする側とされる側の立場の違いというものが、基本的にはあると思うんですけれども、やはり大変、失礼な言い方になるかも知れませんが、今、高松市民でおられる三十余万の方々が持つてる合併に対する感情と、私どもの町の人間が今持っている感情とは、かなり温度の差があります。そこには、やっぱりいろいろなところから情報として入ってくるものの中には、やっぱりこの建設計画10年というものが、やはりいろいろ合併の先進地と言われるところの方が情報として提供する中には、やはりその緊急度の高いものについては、もう合併協議の時点で、5年ぐらいをめどにというようなことを力説されたような情報が入っておりまして、私どもの中にもそういった意見がたくさんあるということ、ひとつここへ、この今ある文言はそのままで結構ですが、できればこういうものを私どもの希望として、緊急度の高いものについては5年ぐらい、ということをお加えいただいたら、大変私ども住民の皆さんの理解を得るにありがたいなと思う次第です。

もう一点確認したいのが、4番のところ、先ほども、前段説明がございましたけれども、やはり合併をする、されるの違いで、区域を香南町に限定することじゃなくて、高松市地域について、この解釈というのは非常に、文章で書くと、この2行ぐらいなもんですけれども、かなり幅があります。この辺について、会長さんの持つておられる、現在の段階で結構ですが、お聞かせいただける部分がありましたらお聞かせいただき、私どもは、私どもにとって都合のいいようなことを考えているわけですけど、その辺について、大変失礼な話なんです、お聞かせいただいたらありがたいなと、こう思っている次第です。

議長（増田会長） 前段の建設計画の期間は、文章としては、当然10年ということに

したらいいと思いますが、その建設計画の具体的な内容の中で、この種類のものはどうするというような個別、具体的なことは、また建設計画の中でそれぞれ決めていくことになると思います。ですから、5年以内でするものとか、もっと緊急度のあるものとか、いろいろな濃淡、ニュアンスが違う言い方に、当然なってくると思いますが、優先度の高いものから当然やっていくというような建設計画を、今後定めていく必要があると思います。

それから、区域は、編入ということですから、やはり香南町さんを中心に考えますが、当然、整合性を図るということにもなっておりますように、高松市との、新・総合計画との整合性は当然図ってまいりますし、ほかの協議会でも言われたんですが、じゃあほかの町との関係もどうかというようなことも聞かれまして、これも具体化する中では、やはりそちらとの整合性も図りながらやっていくということになりますが、具体的には、今後の幹事会等での詰め協議の中で、もう少し皆さん方がおっしゃっておるようなことを、はっきりとした形で出していければいいなと思っておりますので、よろしく願います。

どうぞ。

赤松委員 関連してもう一つ。今会長さんのお話にあったように、ほかの、今既にもう合併協議会の看板五つかかっておりますけど、ほかの町との整合性ということも当然考えて、うちだけが甘えたげな話ししたって、これはいかんと思うんですけどね。その辺で、かつて私どもの方からも、そんなお話を出したことがあるんですけども、やっぱり、今合併協議を進めているほかの自治体との横の整合性を図るために、そういった情報の交換とかというようなことも近い将来にあるのか、もうちょっと先になるのか、そういったことも会長さんとしては、お考えがどの辺にあるんでしょうか、お聞かせいただけたら…

…。

議長（増田会長） それぞれ合併協議会の速度も違いますし、成り立ちも違いますので、単純に合同協議ができにくいところがありますんですが、ある程度まで協議が進んでいけば、共通項目について、そういう場を持たないことはないんじゃないかなとは思っておりますし、いろいろ今後の合併の特例法の内容であるとか、合併の状況の説明とかということになれば、個別にするよりも、むしろ全体でやる方がいい場合も出てくるんじゃないかなと思っておりますので、そういう場合には、また設定させていただきたいと思ますし、なお、他の協議会との関連については、個別に今後、例えば税の問題をこうするといった場合には、既に決まっておるとことの、町との状況というのは当然その場で話して、こことはこういうこととなっておりますので、香南町ともこうしたいとかという説明

は、当然入ってくると思いますので、具体的に出る段階でもちろん申し上げますし、あらかじめ聞きたいということであれば、幹事会とか、その他の事務レベルの会ではどんどんお話ししていけるとと思いますので、そういうことでお願いしたいと思います。

赤松委員 ありがとうございます。現実的には難しいところもあって、口で言うように簡単にならないところもあると思いますけど、そんな思いがあるということを中心にまとめていただけたらありがたいなと思います。ありがとうございます。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにどうぞ。

どうぞ。

辻委員 香南町の辻です。

第2回の協議会のときに、会長さんに他町との共通項目があったら一緒にという、私、質問したんですが、ちょっと質問の内容が悪かったから、そのときは再質問しなかったんですけども、特に建設計画というのは非常に大事だと思うんですね。今、そういう香川郡3町の方でも、それぞれ協議会始まってますけども、その建設計画こそ、その中身で、香南町だけでなしに、香川町、塩江、また高松含めたもんで、やっぱり共通で考えにやいかん項目がやっぱり出てくると思うんです。そういったものについては、やっぱりそういうときになったときには、大きく含めた広範囲で建設計画というのは具体的に図っていかんのではないかと私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

議長（増田会長） そうですね。特にそういうケースが出てくる可能性が十分考えられますので、そのケースによっては、当然そういうことを考えないかんと思いますね。例えば、道路の整備であるとか、そういうようなんになれば、当然関連するところと一緒に話してするというような場合もあるんじゃないかなと思いますので、建設計画が具体化する中で考えていきたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第13号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第13号については原案のとおり決

定いたしました。

会議次第5 その他(1)合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長(増田会長) 次に、会議次第の5その他でございますが、(1)の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務局から御説明いたします。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております第3回会議の参考資料をごらんいただきたいと存じます。参考資料の方でございます。

参考資料の表紙に目次がございます。今後の協議の参考としていただくため、前回の会議では、合併協定項目のうち七つの項目について、両市町の現況と先進地域の事例を紹介させていただきましたが、今回は、第11号から第15号までの五つの項目につきまして、高松市、香南町の現況と先進地域の事例を掲載いたしましたものでございます。

参考資料1ページをお開き願います。

1ページは、町名・字名の取扱いについてでございます。

市町村の区域内の町や字の区域の設定や廃止、または区域の変更や名称の変更をしようとする場合には、地方自治法の規定により、市町村の長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要となってまいります。合併の際にこれを行おうとする場合には、あらかじめ協議しておく必要がございます。

ごらんのように、香南町には六つの大字がございますので、この取り扱いについて、協議をする必要がございます。

なお、先進地域の事例といたしまして、3市の事例を紹介いたしておりますが、ごらんのように、それぞれ対応が異なっております。

次に、2ページでございます。

2ページは慣行の取扱いについてでございます。

市町の章、都市宣言、市町民憲章、市町の木や花などの慣行につきましては、その取り扱いを協議し、合併市町にふさわしいものとしていく必要がございます。

なお、現況欄に 印で記載いたしておりますように、現況欄に記載しております項目は、慣行の例示でございますが、今後、新たに協議項目となるものも想定されます。

平成11年4月1日以降に編入合併いたしました10市のうち、この慣行の取扱いで、何らかの特例を設けておりますのは6市で、逆に特例を設けていない市は2市でございます。

先進地域の事例といたしまして、2市を紹介しておりますが、上側の新潟市につきましては、編入された黒埼町の町民憲章や町民歌、町の木などについては、引き続き継承していくよう措置を講じております。

次の新居浜市の事例では、すべて新居浜市の制度等に統一するものとして、特例措置は講じておりません。

次に、3ページをお開き願います。

3ページは、事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入される香南町の組織、機構は消滅し、編入する高松市がその事務を引き継ぐこととなりますため、円滑に引き継ぐための措置を講ずるとともに、機構改革等についても協議する必要があるがございます。特に、支所や出張所を設ける場合には、その位置や名称及び所管区域を条例で定める必要があるがございます。

先進地域の事例では、編入合併した10市すべてで、旧の町村役場を支所として存続させております。

事例といたしまして、4市紹介しておりますが、新潟市では、黒埼町役場は、地区事務所として存続いたしております。ただし、当分の間、自治法上の支所とし、組織については段階的に再編、見直しを図ることといたしております。また、管理部門については、早期に統合することといたしております。

その他、福山市、廿日市市、新居浜市の事例を記載しておりますが、おおむね同じような内容でございます。

なお、別紙として、最後に、この資料の一番最後に、平成16年4月1日現在の高松市と香南町の行政機構図を添付いたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページは、条例・規則等の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入される香南町の条例や規則は失効し、編入する高松市の条例や規則が適用されることとなります。ただし、行政制度、事務事業の調整に関係するものは、その調整結果を踏まえて整理をする必要があるがございます。先進地域の事例を見ましても、同様の取り扱いがなされております。

次に、5ページをお開き願いたいと存じます。

5ページは、特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

編入される市町村におきましては、特別職の職員は合併と同時にその身分を失います。

しかしながら、特別職の職員が失職することにより、合併後の市の事務の推進に支障が生じる可能性もございますことから、これら特別職の職員を、当分の間、参与、顧問等の特別職として位置づける事例もございます。

先進地域の事例では、いずれも両市町の長が別に協議して定めとなっておりますが、新潟市の場合、協議の結果、黒埼町の町長、助役、教育長を、黒埼地区における市政の調整及び意見具申のための参与として位置づけております。

以上で、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありましたことについて、御質問、御意見等がございましたらどうぞ発言を願います。

何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次に（2）の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の方の一番最後のページ、26ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の一番最後でございます。

その他の（2）会議の開催予定でございますが、第4回会議につきましては、本日から2カ月ほど期間があきますが、6月30日の水曜日、午後1時30分から、香南町中央公民館、2階講堂で開催を予定いたしております。

次回会議の協議事項といたしましては、行政制度や事務事業について、合併後はどのように取り扱うか、市町間で調整が調ったものにつきまして、協議をお願いすることになるかと思えます。しかしながら、現在、この調整する際の基礎資料となります両市町の事務事業等の現況調査を行っておりまして、この調査に相当の期間を要しますことから、次回の第4回会議につきましては、先ほど申し上げましたように、6月30日とさせていただいたものでございまして、この点、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、今後、両市町で事務事業等の現況調査、調整等の作業を精力的に進めてまいりたいと存じます。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。せっかくの機会でございますので、皆様方の方で何か御発言がありましたら承りたいと存じますが……

どうぞ。

三笠委員 ちょっと余談なことを言って申しわけないんですけども、せっかくこうして会議がスムーズに進行させていただいておるということは、これはもう町、市の理解の結晶であるし、これは当然ずっとお願いせないかんですが、こういう会だけでも結構なんですけれども、ひとつこれから、春、夏、秋、冬とこう時期的にいろいろ……、近いですから、イベント等、高松であれば春の祭りとか、夏にもここできやかにやるんですが、お互いに近いですから、そういうところでの、先ほども赤松委員さん、情報交換をということで密にというお話もいただきましたけれども、そういうなんで、まあイベントの交流なんかもこれはやってもいいんじゃないかと思うんですけどもね。

そういう中で、いろいろな、高松が香南町へお邪魔しているんなことを見させていただく、香南町からも高松へ来ていただいて、いろいろなことを見てやれば、大分その中の雰囲気というのが、これは悪い、これはええというのが出てくるんじゃないだろうか。そこら辺の交流もあわせてひとつ前向きに、こういうことは検討していったらいいんじゃないかと思うんですが、これちょっと、せっかくおいでとるけん、谷町長さんにちょっと感想をひとつ伺いたいやと思ひましてな。

そりゃ、会議だけでもええんですがな、やっぱりそういうようなことも、交流も必要ではないか。お互いに案内もさせていただきながらね……

谷副会長 これまでサンネットやいろんな形で交流もしてきたし、一般の町民も、高松のイベントには多分いろんな形で参加いただいていると思うんですね。

三笠委員 個々にはね。

谷副会長 交流することは、別に差し支えはあることでないとは思いますがね。

三笠委員 市長や議長や副議長、案内でもいただいたら、すぐ飛んでいくし。そりゃ、そういうこともあわせていろいろやっぱり……

谷副会長 できれば……

三笠委員 まあ形式的な話からもこれ進めてもいかないかんですが、そういうような

ね……

谷副会長 三笠委員さん、冒頭ここの協議を始める前に、私はできれば梓組み全体が進めるような仕組みを早く整えていただくことが、スタートは違うとはいえ、今そんなに、塩江町さんが少し早いぐらいで、塩江町さんもきっとそんなに進んでないという話も聞いてますんで、そうするとある一定ベースに整うんじゃないかと、協議がいきなりいかんとしたら、香南町と高松との交流というだけじゃなくて、全体ができるようなことの方がいいんでないか。そういう歩調を早く合うように、高松さんの方の御努力いただいて、そういう取り組みの方が、むしろいいんでないかなと私は思いますね。

もう少し具体的ないろんな協議をするようになると、これだけを香南と高松だけで、果たして決めていいのかなというようなことはだんだん出てくるんでないかなと。そういうときに、もう少しお互いの情報がわかるようなものがあれば、いいなというふうな気がしますので、ぜひ1対1の、マン・ツー・マンのおつき合いじゃなくて、もう少し複数、幅広く考えていただく方が私はいいいんではないか。

三笠委員 気配りの谷町長さんやきに、そういうふうにおっしゃるんやけれども、それはそれでいいんですけれども、やっぱりどうしてもその進行ぐあいというのが、確かに否認ん事実も出てきますので、そこら辺はやっぱりきちっと調整といっても、すべて同じテーブルでということもそりゃいいんですが、よっぽど事前に、やっぱりほかの町との調整をきちっとしとかんちゅうとね、そこら辺の難しさがあるんで、ただ単に、ほんなら協定項目で一緒にやるかというだけでは、これは難しい面もありますんで、これは先ほど私どもの市長が言うたように、やっぱりきちっと調整を図ってやりながら、いわゆる事前協議を十分にしとかんちゅうと、やっぱり難しいもんがあるでしょうな。その辺ひとつ町長さん、リーダーシップをとって、ひとつよろしくお願いしますわ。

谷副会長 思いはよくわかりますし、私の方の思いも今言うたようなことなんで、一遍にいかんにしてでも、徐々にそういう切り口をつくっていただいて。

三笠委員 まあこれは、しかし、どうしても難しい問題というのは残していくようになるんでね、先その難しい話をやるかと、こうなるとこれまた問題も残ってきますんで、しかしそれらはやっぱり進められることは進めながら、そのところどころでは、一番難しい話も、個人的な話でも何でもいいんですが、やっぱりそこら辺は会話に入れながら進めていくというのが、協議のあり方だろうとは思いますがね。余り、公式な会ですから、具体的には言えませんけれども、そこら辺はひとつ。要は、前向きに進めていただくという

ことが主眼ですから、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは以上で本日の会議を終わらせていただきます。

皆様方には長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、高松市・香南町合併協議会第3回会議を閉会させていただきます。

今後ともよろしく願いいたします。

午後 2時18分 閉会

会議録署名委員

委員

大浦 澄子

委員

赤松 千寿